



114遺言代用信託～つなぐミライ～ 香川県内の全市町と「遺贈寄付」契約を締結

百十四銀行（頭取 綾田 裕次郎）は、三井住友信託銀行（取締役社長 橋本 勝、以下「三井住友信託銀行」という）の信託契約代理店として、2020年7月1日（水）から「114遺言代用信託～つなぐミライ～」を取り扱い開始し、本商品の「遺贈寄付」提携先法人等として、香川県内の各市町と契約締結を進めてまいりました。この度、全市町と契約締結を完了しましたので、下記のとおりお知らせします。

「114遺言代用信託～つなぐミライ～」は、お客様のスムーズな資産承継ニーズにお応えするために開発した商品です。本商品は、信託財産（金銭に限る）のお受取人に当行および三井住友信託銀行と「遺贈寄付」契約締結済の提携先法人等もご指定いただける特長があり、お客様は遺言書を作成することなく、香川県内の想いの詰まった市町へ「遺贈寄付」いただくことが可能です。

当行は、本商品の「遺贈寄付」機能を地域のお客様へ積極的にご案内し、多様化するお客様のニーズにお応えするとともに、地域経済や社会福祉の発展に貢献してまいります。

なお、商品概要等は、別紙をご参照ください。

記

1. 締結完了日

2021年1月12日（月）

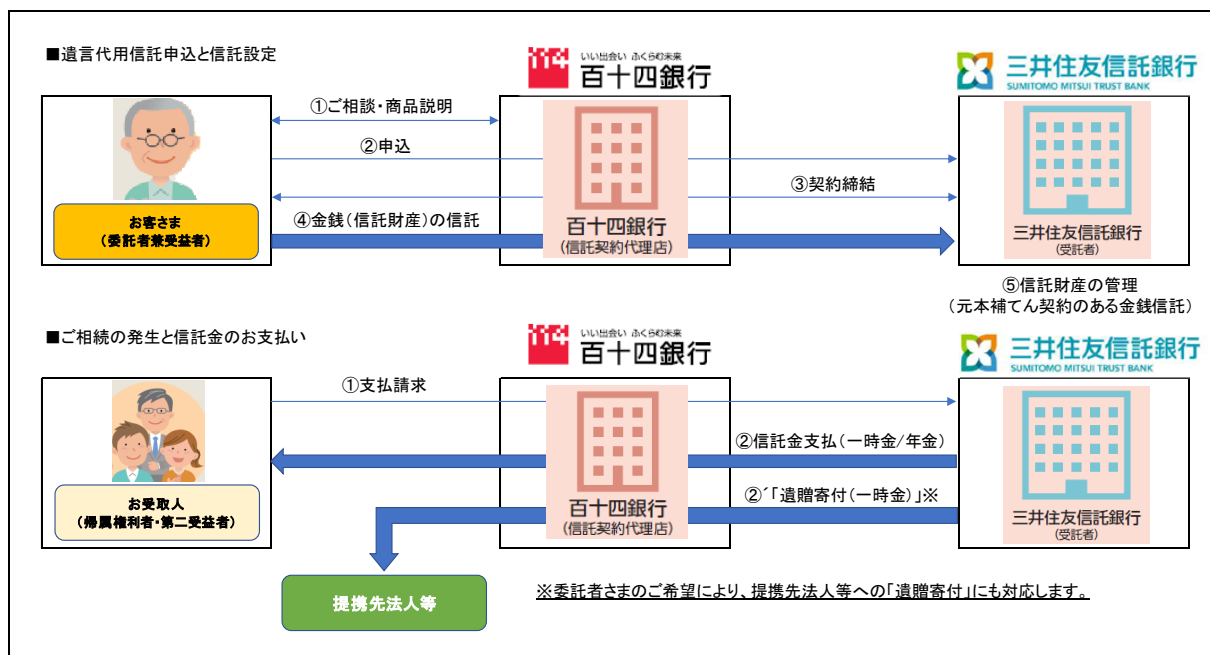
2. 遺贈寄付可能額

お客様お一人あたり100万円以上200万円以内

（法定相続人以外をお受取人に指定する場合は、金額の上限を200万円に制限しております）

別紙 商品概要等

(1) 商品スキーム



(2) 商品概要 (お客さまお一人につき、複数契約お申し込みいただけます)

商品名	特約付指定金銭信託<一時金R型><年金R型> 愛称：114 遺言代用信託～つなぐミライ～	
お申込人	個人のお客さま (委託者)	
お受取方法	一括受取<一時金R型>	毎月または隔月受取<年金R型>
申込金額	100万円以上3,000万円以下 (1円単位)	500万円以上3,000万円以下 (1円単位)
信託財産のお受取人	お客さまの法定相続人、直系卑属またはその配偶者、 提携先法人等 の中からお一人さままたは一法人を指定	お客さまの法定相続人の中からお一人さまを指定
信託報酬	①設定時信託報酬：信託元本の1.5% (税別) を申し受けます。 ②運用信託報酬：毎年3・9月25日に、信託金を運用した収益から、信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金相当額を差し引いた金額を運用報酬として收受します。	
受託者	三井住友信託銀行	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本金銭信託は元本補てん契約が付加されています (元本保証商品)。 ・また、元本は預金保険制度の対象となっていますので、万一三井住友信託銀行が払い戻しを停止した場合においても、預金保険の保険金の範囲までは保護されます。 ・信託収益については、預金保険の対象ではありません。 ・本商品お申し込み時には、三井住友信託銀行による審査がございます。審査によりお預け入れいただけない場合がございますのでご了承ください。 	

※上記以外にもご留意いただきたい事項がございます。詳細は、パンフレットをご確認ください。

以上